

定 款

株式会社倉成観光バス

平成20年 3月24日作成
平成20年 3月24日公証人認証
平成20年 4月 1日会社設立

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社倉成観光バスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 一般乗合旅客自動車、一般貸切旅客自動車、一般乗用旅客自動車による各運送事業。
2. 特定旅客自動車運送事業
3. 一般貨物自動車運送事業
4. 軽貨物自動車運送事業
5. 旅行業及び業者代理業
6. 自動車整備及び修理業
7. バスの運行に関する受託事業
8. 酒類、煙草、塩、米穀、灯油、食料品の販売
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県北九州市八幡西区木屋瀬二丁目1番8号に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社が発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社が発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を要する。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集および招集権者)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- ④ 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- ② 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役3名以内置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外のものから選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとする。

② 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

② 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

③ 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第24条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が、支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立時発行株式の数は500株とし、その発行する価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。
② 当会社の設立時資本金は500万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成21年3月末日までとする。

(設立時取締役及び代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	倉 成 善 治
設立時取締役	倉 成 昭 宏
設立時取締役	倉 成 尚 子
設立時代表取締役	倉 成 善 治

(発起人の氏名、住所、割当を受けた株式数及びその払込金額等)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

氏名及び住所

北九州市八幡西区楠橋下方二丁目2番8号

倉成昭宏 300株 金300万円

北九州市八幡西区楠橋下方二丁目2番8号

倉成尚子 200株 金200万円

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成28年 8月 1日

北九州市八幡西区木屋瀬二丁目1番8号

株式会社倉成観光バス

代表取締役 倉成昭宏